

こども園(仮称)について 考えられる複数案(案)

平成22年11月16日

第3回 幼保一体化ワーキングチーム資料

目次

- 【全案共通】 給付システムにより、一体化施設に移行するための財政的なインセンティブを与える。
- 【案1】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- 【案2】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。
- 【案3】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。
- 【案4】 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。
- 【案5】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

【各案イメージ図】 案1～案5

全案共通

給付システムにより、**一体化施設** に移行するための財政的なインセンティブを与える。

この案の前提は、現行の認定こども園と同様、満3歳未満児の受入れを義務付けていない。仮に満3歳未満の子どもの受入れを義務付けた場合には、この案で示すスケジュールとすることは困難。

< 認定こども園 >

幼稚園数：約1万4千箇所
(うち預かり保育実施園数：約1万箇所)
(平成21年5月現在)

保育所数：約2万3千箇所
(平成21年4月現在)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
認定件数	241	180	86	25	532

(平成22年4月1日現在)

現場における子どもや保護者が混乱することがないように、関係者の十分な理解と納得を得ながら進める必要がある。

案1 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。

「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

現行の幼稚園制度・保育所制度は、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

ただし、一定期間(10年程度)は、幼稚園及び保育所として存置できる経過措置を講ずる。

【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に対応した多様な選択が認められないことについてどう考えるか。

案2 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。

平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

「こども園(仮称)」については、満3歳以上の子どもに対して標準時間の教育活動のみを提供する類型(幼児教育型)や、満3歳未満の子どもに対して家庭に代わる保育のみを提供する類型(保育型)など、多様な類型を設ける。

「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

現行の幼稚園制度及び保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 学校教育と児童福祉の双方の性格を併せ持つ新たな制度において、幼稚園機能のみ又は保育所機能のみを持つ施設を位置づける(認可を与える)ことは、法制上困難ではないか。また、当該施設が残るのであれば、学校教育法の幼稚園制度及び児童福祉法の保育所制度を廃止する理由がないのではないか。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

案3 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。

「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。

財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たし、こども園(仮称)に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

案4 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。

現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。

財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

【論点】

- ・ 幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する新たな施設を創設しないことについて、幼保一体化としてどう考えるか。

案5 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。

「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

現行の保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。ただし、一定期間(10年程度)は、保育所として存置できる経過措置を講ずる。

現行の幼稚園については、財政的インセンティブにより、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

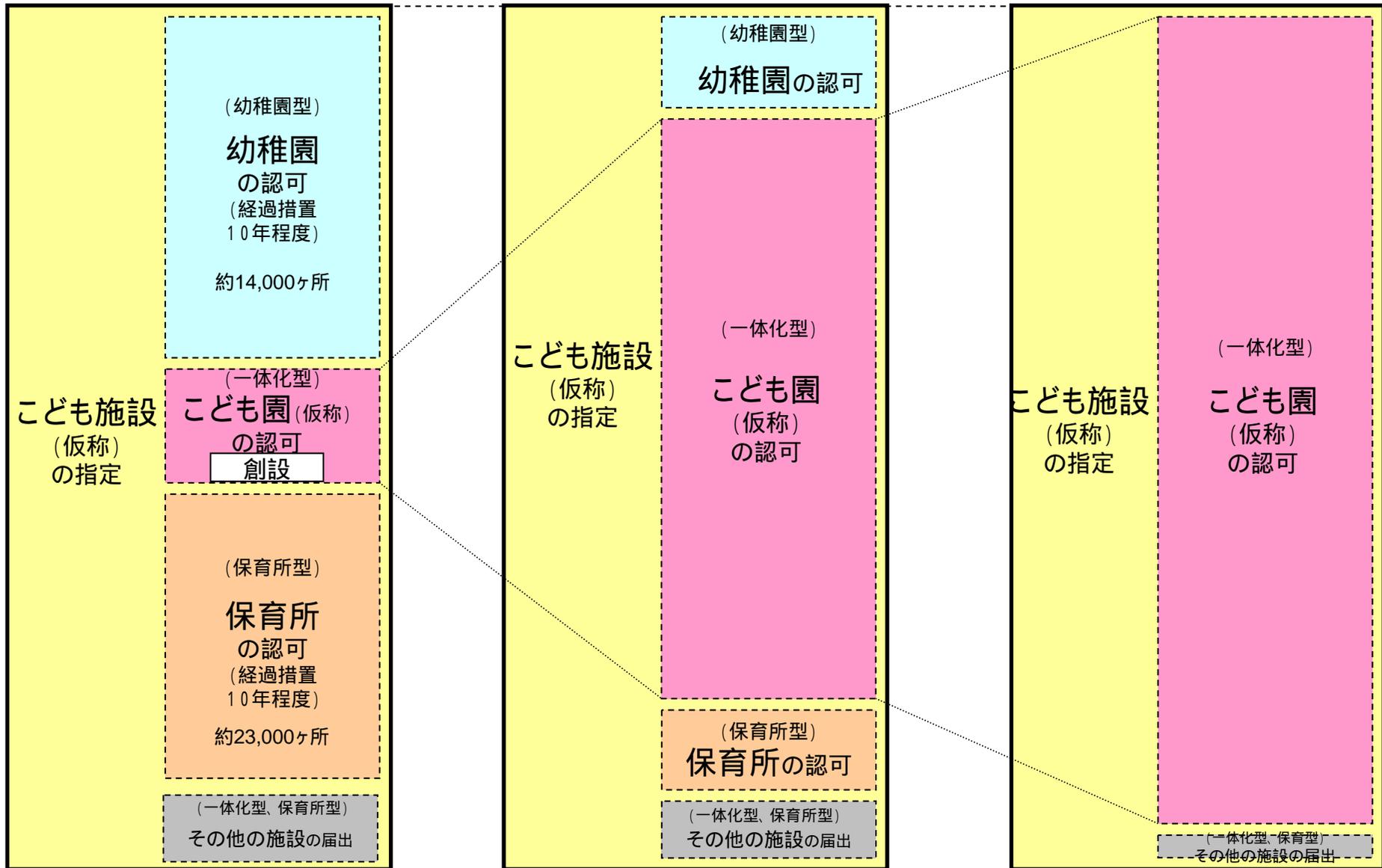
- ・ 保育所制度はこども園制度に移行する一方で、幼稚園制度が残ることについてどう考えるか。
- ・ 幼稚園については、給付体系についても一体化されないこととなり、幼保一体化として不十分ではないか。

各案のイメージ図(案1)

平成25年

平成30年

平成35年

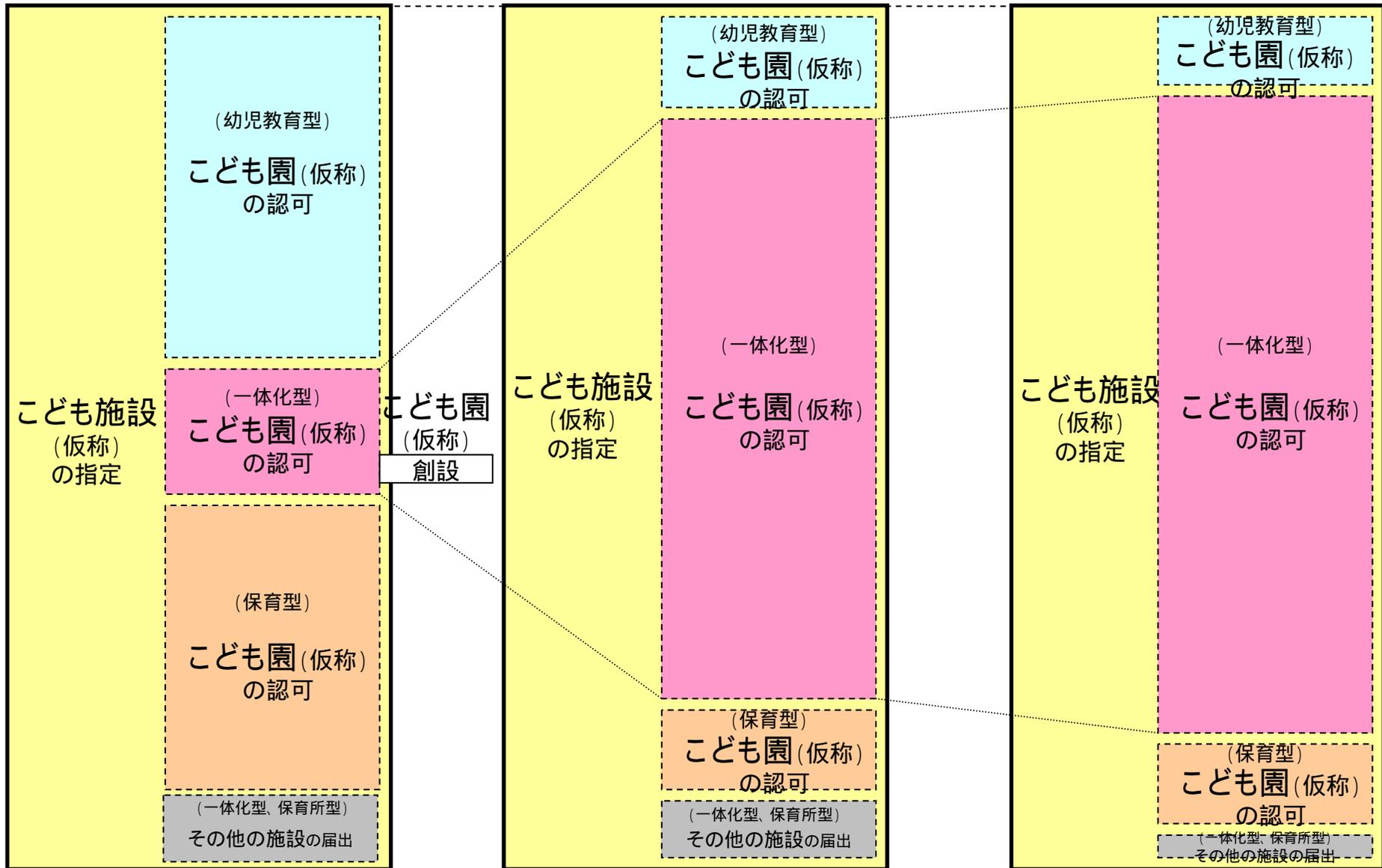


各案のイメージ図(案2)

平成25年

平成30年

平成35年

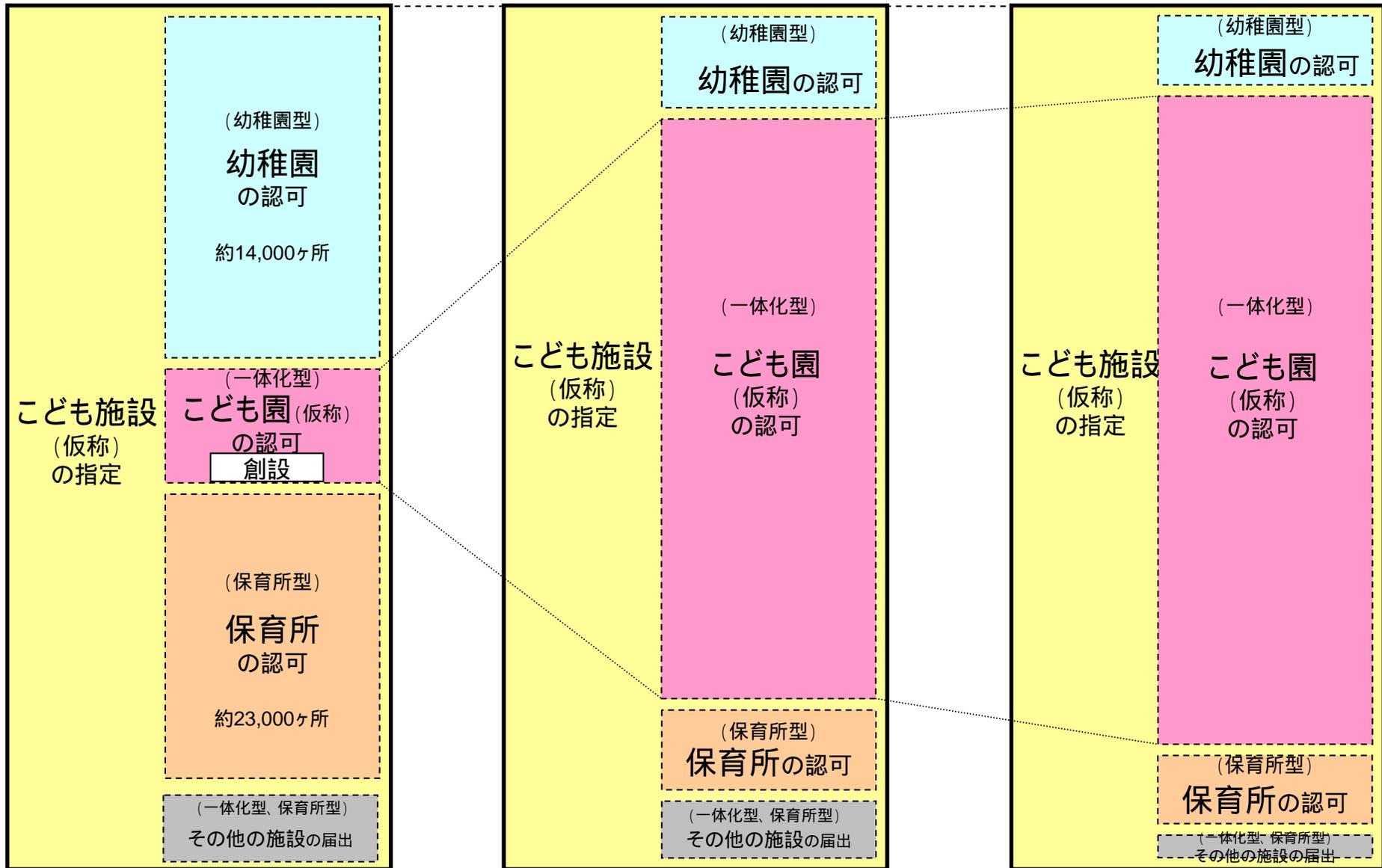


各案のイメージ図(案3)

平成25年

平成30年

平成35年

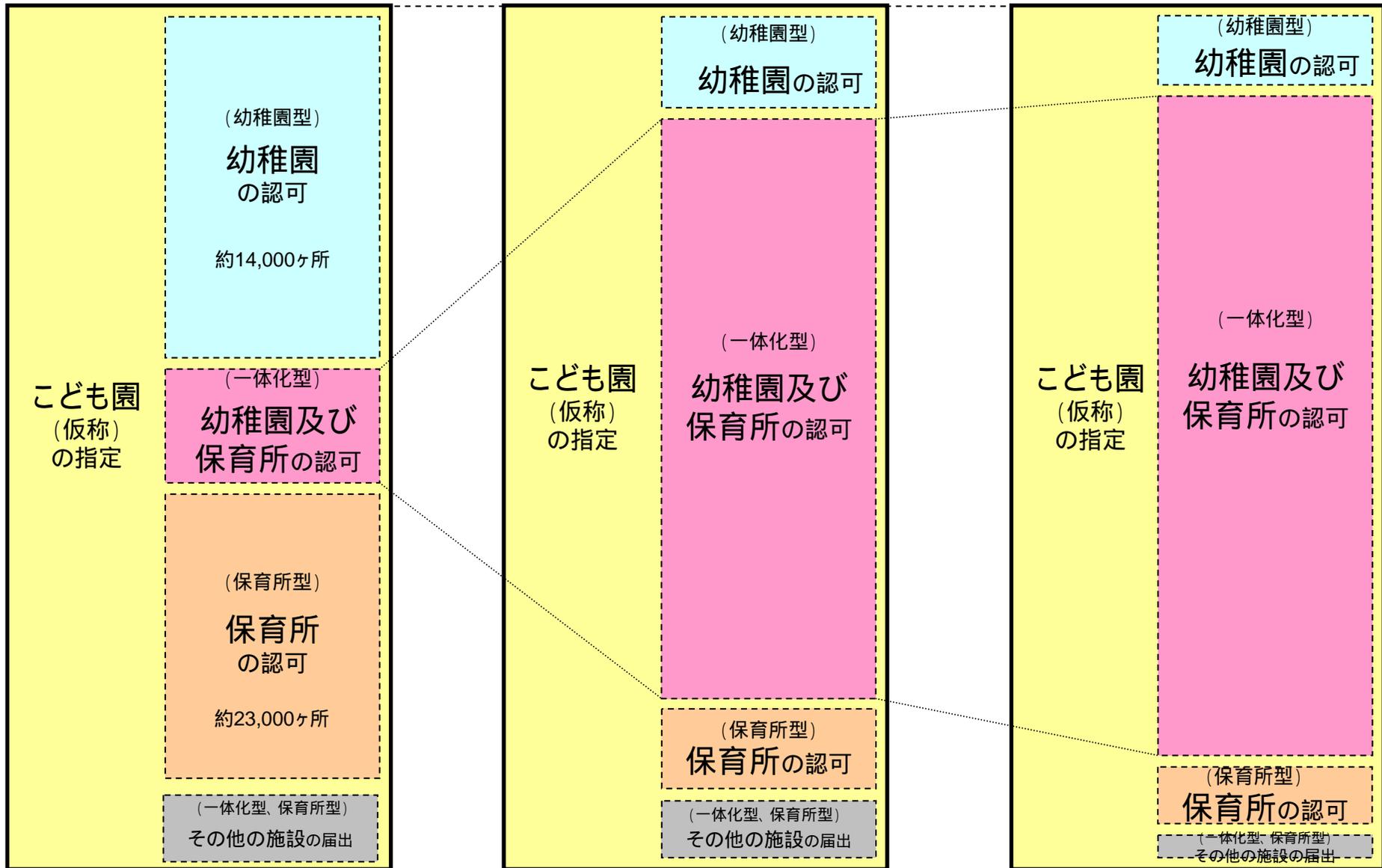


各案のイメージ図(案4)

平成25年

平成30年

平成35年

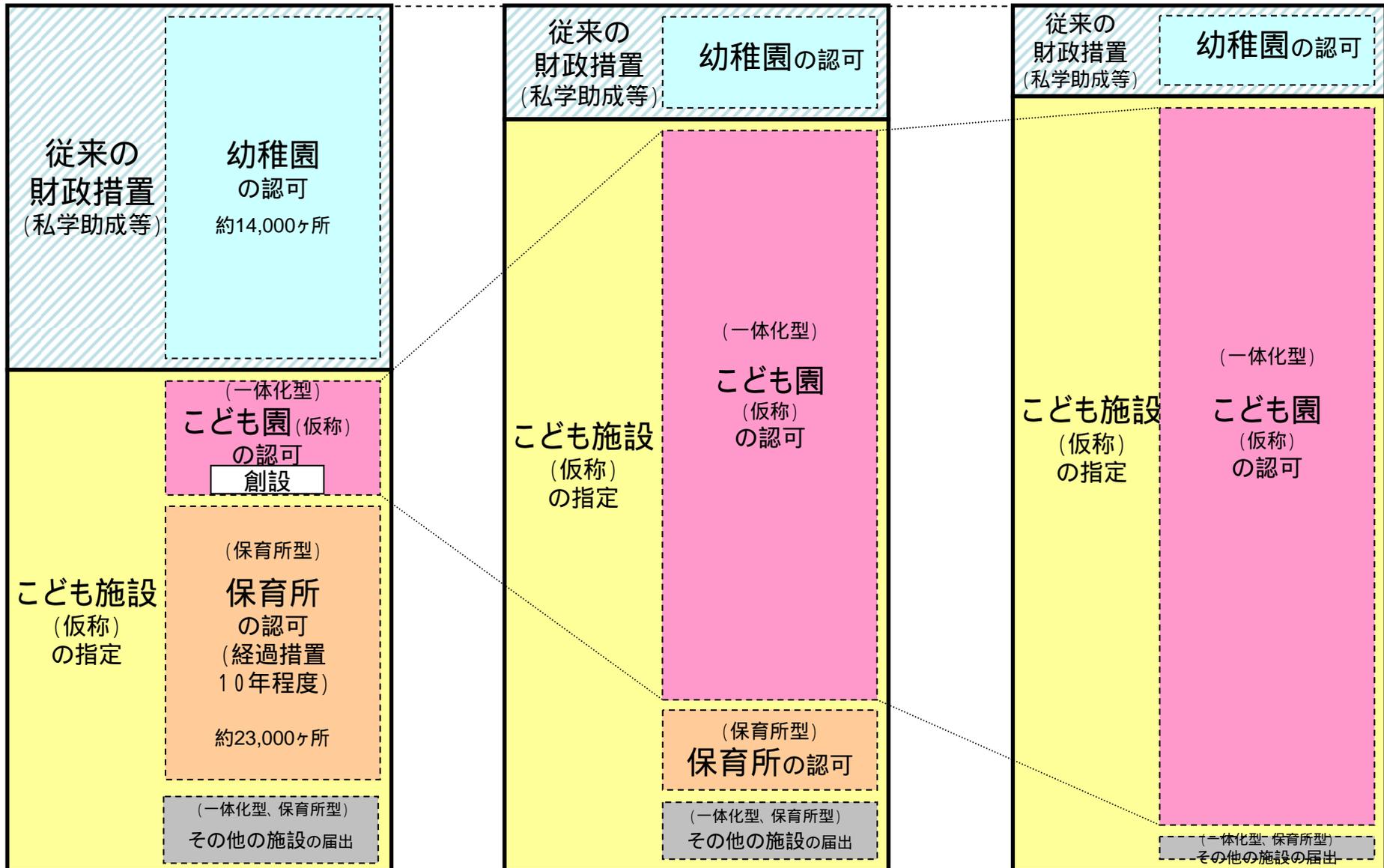


各案のイメージ図(案5)

平成25年

平成30年

平成35年



各案のイメージ図の比較

(平成25年)

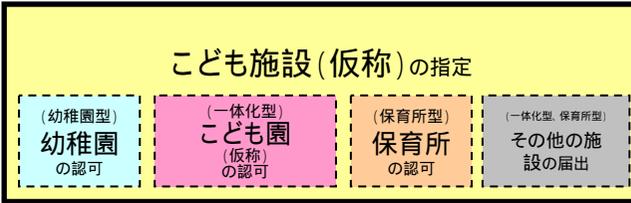
(平成35年)

(案1)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定

(一体化型)
こども園(仮称)の認可

その他の施設の届出(一体化型, 保育所型)

(案2)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定



その他の施設の届出(一体化型, 保育所型)

(案3)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続



こども施設(仮称)の指定



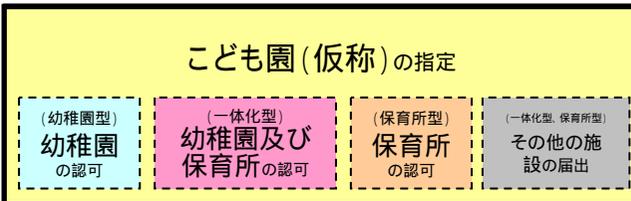
その他の施設の届出(一体化型, 保育所型)

(案4)

指定施設

こども園(仮称)の指定

設置手続



こども園(仮称)の指定



その他の施設の届出(一体化型, 保育所型)

(案5)

指定施設

従来の
財政措置

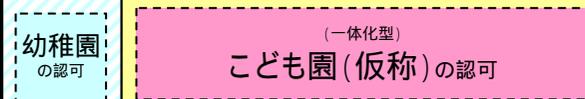
こども施設(仮称)の指定

設置手続



従来の
財政措置

こども施設(仮称)の指定



その他の施設の届出(一体化型, 保育所型)